



## 質問

**管理組合が一括契約するインターネット事業者変更に伴う取得メールアドレスの変更は、「特別の影響」に該当しますか。**

(相談概要)

管理組合が一括契約するインターネット事業者変更に伴う管理規約の変更において、「取得しているインターネットメールアドレスを変更することは「特別の影響」を受ける」という意見がありました。この場合、管理組合は総会決議にあたり、「特別の影響を受ける者の承諾」を得る必要がありますか。



## 回答

「特別の影響」に該当しないものと解されます。

(説明)

現行のメールアドレスが使用できなくなることが「一部の区分所有者の不利益と比較して、一部の区分所有者が受忍すべき程度を超える不利益を受けると認められる場合」であるか否かが問題となりますが、メールアドレスを変更したとしても、事業者変更に伴って新しいアドレスを使用すれば足ることであり、新アドレスを関係者に周知する労力等についてはメールアドレスを業務に使用していない者にも同様に発生する労力であり、コスト削減及びサービス向上というメリットを当該組合員も含めた全組合員が享受できることを考慮すると「受忍すべき程度を超える不利益」とは言い難く、管理組合が一括契約するインターネット事業者変更に伴うメールアドレス変更は「特別の影響」に該当しないものと解されます。

なお、近年ではインターネット事業者を変更しても従前及び指定プロバイダー以外のメールアドレスを別途料金で使用できる場合等があるので事業者変更を検討する場合にはサービス面等と併せてその旨を確認すべきでしょう。

区分所有法

(規約の設定、変更及び廃止)

第31条 規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議によってする。この場合において、規約の設定、へんこう又は廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすときは、その承諾を得なければならない。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。